

鈴木官房副長官が、さる 9 日に講演した内容によると、先月 5 日未明に発射された北朝鮮ミサイルのうち失敗したテポドンを除く 6 発は極めて高い精度であったという。『弾道ミサイル 7 発のうち、テポドン 2 号を除く、ノドンとスカッド計 6 発とも、日本海の 30 ～ 40 キロ四方の海域内に着弾していた』とのことである。北朝鮮の極めて高い実戦能力を証明した。先ずその精度、そして異なった陣地から異種のみ사일로켓을連續して発射させる指揮統制能力、更には地下洞窟陣地や移動式ミサイルなるが故の極めて高い生存性（抗堪力）等を考慮すれば、わが国も安閑としては居れない。本格的なミサイル防衛と国民保護が喫緊の課題となってきた。



閑話休題

さて、生命保険の死亡保険金支払免責条項といえは、「自殺」や「戦争その他の変乱」が良く知られている。本稿では日本の生命保険事業 100 年超の歴史の中で、この「戦争その他の変乱」の場合の免責条項が如何にして確立し、実際は如何に運用されてきたのかを概観する。

1 日清戦争(明治 27 年(1894)～28 年)

「当時の各生命保険会社の保険規則では、戦争危険に対しては、大体において、平時から軍人に対する割増保険料を徴収して戦争危険を負担するもの、戦争開始後戦地に赴く者に対して割増保険料を徴収するもの、割増保険料を徴収しないで戦死者に対しては保険金を削減するもの、の三種の取扱いがあった。そして戦争開始後は、規則通り割増保険料を徴収した会社もあったが、規則にかかわらず割増保険料の徴収も保険金の削減も行わなかった会社があり、その取扱いは区々であったようである。」(生命保険業 100 年史論 46p～47 p)

日清戦争は、戦闘期間も短く、戦地危険負担の被保険者も少なく、且つ死亡者の僅少もあり、各保険会社の被害も僅少であった。

2 保険業法の施行と模範普通保険約款の策定 (明治 33 年)

この模範約款が事後の保険約款の基本型となったのであるが、この第 7 条において、所謂危険負担に関して次のように規定している。

第 7 条 左の場合においては 会社は特別保険料を請求し又はその事由の存続する間保険契約の効力を中止することを得

- 1 被保険人が著しく危険なる職業に従事するとき
- 2 被保険人が台湾、澎湖、千島諸島又は外国に旅行し若くは転住するとき
- 3 被保険人が従軍し又は戦争其の他の変乱地に趣くとき但し軍人軍属にして平時にありて 特別保険料を払込たるときは此限りに在らず

会社が特別保険料を請求したる場合に於いて 7 日以内に之を払込まざるときはその事

由発生のときより保険契約の効力を中止したるものとす。

3 保険金の支払いに関する第一生命の基本方針（明治35年「わが社の特色」）

五 保険金の支払（戦争死亡保険金支払いに関する部分のみ抜粋）

「・・・我邦の同業者は戦死者には大抵保険金を支払ふこととせり、此頃の清国事件位ならば保険会社には殆ど無影響なれども、一朝外敵の襲来でもありて、被保険者の死数が平年の5倍にも10倍にも上がり、且つ数年に亘るが如きことあらば、会社は早く戦死せる者のみ保険金を支払ふて、破産し、後れて戦死せるもの及び生き残りたる被保険者のみ、全然損失を負担せしむべきか、戦死者には国家よりの給与もあるべきに、全く馬鹿を見るは生き残りたるものなり、これ大いに考ふるべき点なり、各国の法律が、戦争変乱等に因る死亡に対しては保険金を支払ふに及ばず、と規定せるはこれが為なり、故に我社は戦死者の保険金も亦、社員総代会の議決に依り、会社の安全を破らざる範囲において支払ふこととせり」

当時としては、極めて近代的な考えであった。

4 日露戦争（明治37年(1904)～38年10月）

この当時、各会社の約款では、特別保険料を徴収するもの、保険金を削減して支払うもの、全く保険金を支払わないもの、などその取扱いは区々となっていた。最も多かったのは、被保険者が従軍するとき、又は戦地に赴く時は、特別保険料(割増保険料)を徴収する会社であった。開戦と同時に各社は会合を開き、対応を協議したが、統一的対応は採り得なかった。

特別保険料を徴収する明治生命や帝国生命等8社は共同広告で割増保険料徴収を周知した(特別保険料率は区々)、一方、共済生命や日本生命は徴収しない方針であった。

第一生命は、創業時からの規定により、軍人・軍属の既契約については割増保険料を徴収せず、戦死者については会社の基礎を危うくする恐れのない限りにおいて、社員総代会の決議を経た上で保険金の全部又は一部を支払うこととしていた。

新契約についても帝国生命や共済生命のように一時見合わせるもの、明治生命のように割増保険料で引き受けるもの、日本生命のように保険金削減を了解する旨の副申込書を提出させるものなど区々であった。第一生命は新契約を極力避ける方針であった。

戦死保険金の支払は、全生命保険会社計2462人(or2475)、金額102万円弱であったとされている。然しながら、日露戦争の戦死者が3,000人弱と言うことはあり得ない。とすれば当時保険に加入している人が極端に少なかったと言うことになるのだろうか。或いは、戦争死亡と言う定義を確認する必要があるのかもしれないが・・・。此のデータに何か釈然としないが、これ以上の究明は小生には無理である。

5 満州事変、上海事変

生保各社は別段の措置は採らなかった。

6 大東亜戦争(昭和16年～昭和20年8月)

戦局の悪化と共に、商工省及び生命保険協会共に対策等について意見の集約を図ったが、具体的な決着を見ることはなかった。

開戦、そして本土空襲により戦禍が国内に及ぶことも視野に入れざるを得なくなり、戦争死亡者に対する明確な支払態度の宣明が必要となった。昭和17年4月4日、本土初空襲があった直後、生命保険各会社は集って、無条件支払継続案と最高限度を設ける案を軸に検討した結果、従来どおり戦争死亡に対する無条件支払いを継続する旨の

申し合わせを行った。

改めて、昭和18年2月に「戦争危険に対する普通生命保険の取り扱い方に関する件」を申し合わせた。即ち、戦争死亡に対しては、従来通り保険契約の約款に関わらず無条件支払を続行することを重ねて申し合わせると共に現に新契約を締結中の保険種類の全部について普通保険約款中の戦争条項を次のように統一的に改正した。

「被保険者が戦争其の他の変乱により死亡したる場合においても会社は保険金の支払の責に任ず 但し戦争其の他の変乱による死亡の増加が本保険の計算の基礎に重大なる影響を及ぼす虞ありと認めたる時は会社は主務官庁の認可を受け特別保険料を徴収し又は戦争其の他の変乱により死亡したる者の保険金を削減して支払うことあるべし」(将来事態の急変ある場合に関する附帯条件付)

戦局の更なる悪化に伴い、戦争死亡金の支払が激増、生保各社の収支に重大な影響を及ぼすようになった。そこで、昭和20年4月、死亡保険の戦争危険について既契約は全額、新契約は保険金額5万円まで、生命保険中央会が再保険を引き受けることとなった。

この期間における戦死者への支払合計は25億5000万円ぐらいと推定される。

7 現在の約款上の戦争条項

死亡保険金の免責：戦争その他の変乱によるとき

(注釈：該当する被保険者数の増加が主契約・特約の計算基礎に及ぼす影響が少ない場合には、その程度に応じ、保険金、年金の全額もしくは一部をお支払することがあります。)

8 以上戦争死亡の免責条項の変遷について概観したが、一貫してぶれなかったのは第一生命だけか。何れにしても、死亡者が余りにも多数で保険会社の存続に重大な影響を及ぼす以外には戦争死亡の場合でも保険金は支払われる可能性があるということである。

近年、自衛隊の隊員がPKOや特措法に基づき海外で行動しているが、彼等に対しては、普通保険の死亡保険金は支払われるとの了解が各保険会社から示されており、後顧の憂いなく活動出来ており、有り難い事だ。(本稿長すぎるので本件は別の機会に譲る。)

参考：死亡保険金の免責条項 自殺免責期間の変更

商法上は、全期間免責となっているが、約款上は、責任開始期により異なる

平成17年10月2日～ 免責期間3年

尚、平成11年10月1日以前は、免責期間一年であったが、同年10月2日以降2年間とされ、更に今回の約款の変更により免責期間3年となった。

但し、免責期間経過後の自殺についても免責となる場合がある。① 自殺の動機が保険金取得を主要な目的としていること ② 自殺の具体的態様に照らし、被保険者の自殺目的を是認することが社会的に見て公序良俗に反する場合

(参考：第一生命百年史、明治大正保険史料、生命保険経営、生命保険業百年史論等)